



**Discussion Paper No.182**

市場経済移行後のカンボジア経済：  
外国資本と国内産業政策について

ンガウ ペンホイ

**February 2011**

**Graduate School  
of  
International Development**

NAGOYA UNIVERSITY  
NAGOYA 464-8601, JAPAN

〒464-8601 名古屋市千種区不老町  
名古屋大学大学院国際開発研究科

ンガウ ペンホイ

1. はじめに

カンボジアは、1991年10月のパリ平和協定の締結により内戦が終結し、1993年5月に国連監視下の総選挙を実施したことを経て、国内政治が安定の道を辿った。時期を同じくして、経済体制は、中央計画経済から市場経済に移行した。市場経済化には国内経済構造の改革、特に国営企業改革が急務であった。その主な理由として、国営企業設備の老朽化、非効率でコストの高い生産体制、累積債務の処理問題、過剰人員の雇用問題などが挙げられる（廣畑 2004）。

カンボジア政府は外国向けの経済政策として、1994年8月に投資法を施行し、外国企業を積極的に誘致し、脆弱な国内産業の基盤を補う政策を選択した。しかし、その当時の政府は、産業政策等による国内産業育成を怠った。その結果、現在のカンボジア経済は外国資本依存型経済となり、国内産業とのリンケージが希薄な状況となった。本稿では、市場経済移行後のカンボジア経済における外資の役割の現状と課題を、以上のような問題点と背景を詳細に振り返りつつ、検証する。

2. カンボジア経済の産業別経済状況

カンボジアが計画経済から市場経済への転換を開始した当時の主な政策課題は、財政負担軽減を目的とした国営企業の整理と、破壊されていた国内産業基盤を補うための積極的な外資導入政策であった。前者に関しては、実施期間が短かったことと、もともとの国営企業の規模が小さかったため、改革は比較的順調に実施された。一方、後者は、1994年8月に投資法が施行され、結果として労働集約的な縫製業が急成長した。1999年から、そうして発展した繊維業の製品の輸出は総輸出の約60パーセントを占めており、カンボジアの経済成長のエンジンとなった。2005年ごろから韓国企業の不動産開発により不動産建設が急拡大した。その結果、不動産の価格が年率で200パーセント以上上昇したところも珍しくなかった。しかし、その不動産ブームは2008年の世界経済危機をきっかけにはじけることになった。

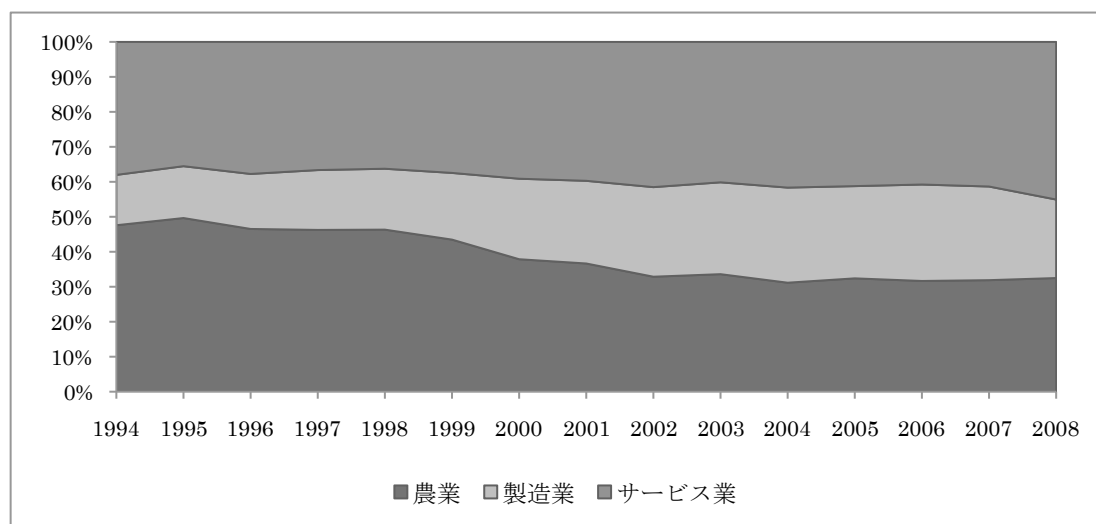
図1が示すように、GDP（国内総生産）の内訳を産業別に見れば、1994年には農業を含む第一次産業が一番大きくGDPの47.6パーセントを占めていた。

---

\* 本稿は、2009～2010年度、日本学術振興会科学研究費補助金、基盤研究B（一般）「ASEAN・Divideの克服とメコン川地域（GMS）に関する国際共同研究」（研究代表者、西口清勝教授）による研究成果に基づいている。

しかし、1995 年から縫製業を中心とした製造業が急成長し、さらに金融業・通信業等が着実に伸びたことにより、農業部門の 2008 年のシェアは、32.5 パーセントにまで落ちた。市場経済移行後のカンボジア経済の年間成長率で言えば、1994 年以降高水準を維持してきた。1994 年～2008 年の 15 年間の実質年間経済成長率は、平均で 8.5 パーセントを記録した（図 2 を参照）。

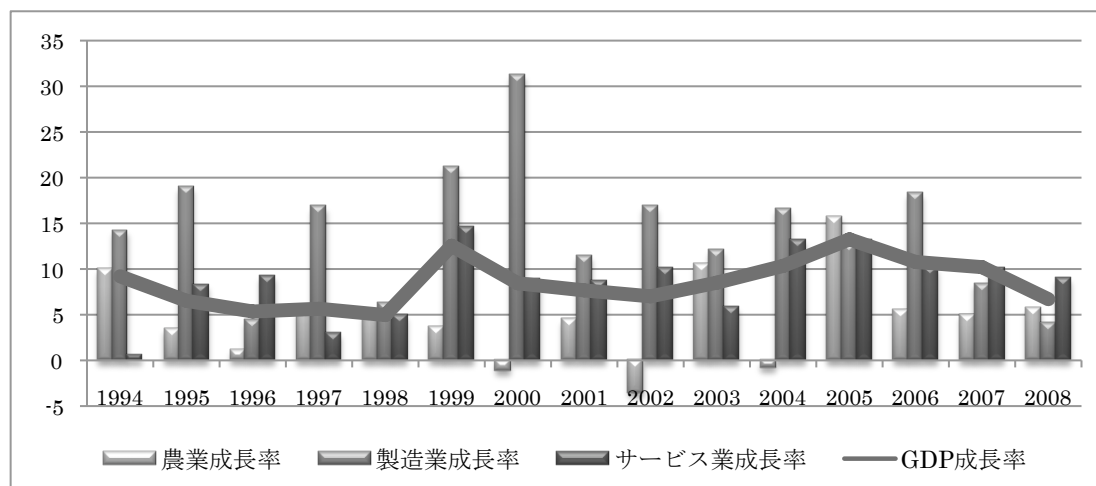
図 1：産業別の GDP 比率



出所：ADB (2009)、Key Indicators

また、1994 年から 2008 年までの第一次産業の年間平均成長率は 4.7 パーセントであった。貧困層がこの農村・農業部門に集中していることを考えると、このセクターの持続的発展はカンボジアの貧困削減に不可欠と言えよう。第 2 次産業においては、縫製業を中心に、1994～2008 年の年間平均成長率が 14.2 パーセントを記録した。第 2 次産業は、GDP 比では 1994 年に 14.4 パーセントしかなかったものの、2008 年には 22.4 パーセントにまで増加した。この急成長の要因は後ほど詳しく述べることにする。第 3 次産業については、1994 年では GDP 比で 38.0 パーセントだったが、その後の金融、通信、貿易の着実な伸びで、2008 年には 45.1 パーセントにまで成長した。1994 年～2008 年の年間平均成長率は 8.6 パーセントを記録した（ADB 2009）。

図 2 : GDP と産業別成長率



出所： ADB (2009)、Key Indicators

### 3. 市場経済移行後におけるカンボジア経済の変遷

市場経済移行後のカンボジア経済の変遷を述べる前に、まず 1975 年以降のカンボジアの政治と経済の歴史に触れておきたい。カンボジアでは、1975 年から、過激な共産主義思想をもったポル・ポトが革命という名の下で政権を取った。ポル・ポト政権（1975-1979）は経済政策として農業を中心とした計画経済を採用し、原則として中国以外の国と国際貿易を行わなかった。経済産業政策では、自給自足の社会を目指すため農業にのみ重点をおき、製造業や商業を廃止の対象とした。すべての人口を農作業に従事させるため、都市に住んでいた人々を地方に強制移住させた。このポル・ポト政権の期間中には、政治的理由による処刑、餓死、強制労働などで、およそ 170 万人もの人々が犠牲になったと推計されている。その中で、教員、医者、軍隊や警察の関係者など多くの知識人が粛清の第一の標的となった。この政権における人材の大量破壊は、カンボジア経済・社会にとって大きな負の遺産であり、今日の経済発展にも負の要因となっている。

1979 年 1 月 7 日、ポル・ポト政権は、ベトナムの援助を受けた抵抗勢力の攻撃によって終焉を迎えた。生き残ったポル・ポト政権の兵士は、カンボジア・タイ国境に逃げ込み、ベトナムから支援を受けた新しい政府との間にゲリラ戦を展開した。1979～1989 年の間は、約 20 万人のベトナム軍がカンボジア国内に駐留し、治安維持等の役割を担っていた。当時の政権では、唯一の政治政党であった「カンボジア人民革命党（People's Revolutionary Party of Cambodia）」が権力を独占していた。その政権・政党にはベトナム人顧問が大量に送り込まれていた。このことから、ベトナムの間接支配ではないかという不信感を一般国民の間に招いた。

経済政策に関しては、ポル・ポト政権下で物理的及び人的に大規模な破壊を被っていたため、カンボジアの新政府はゼロから再建の道を歩んだ。当初は、共産主義側（特にソビエト）の援助を受けてソビエト式中央計画経済政策を採用した。しかし、1989年のベルリンの壁の崩壊に伴い、世界の冷戦構造が終焉を迎えると、東側からの援助で国家再建の道を進めてきたカンボジア政府も、大きな転換点を迎えた。

1989年に8月に国際連合の仲裁で、内戦に関わるすべての当事者がパリに集まり、包括的な平和協定の交渉を開始した。2年以上にもわたる交渉の結果、国連の指揮下での停戦の監視、タイ国境難民の送還、関係当事者武装解除及び軍隊の解体、そして自由かつ公平な総選挙の実施を条件に、パリ平和協定（正式に、カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定）が1991年10月23日に締結された。そして、上記の活動を実施するため、国際連合カンボジア暫定統治機構（United Nations Transitional Authority in Cambodia: UNTAC）が結成され、当時の国連事務次長だった日本人の明石康氏が UNTAC 事務総長特別代表に就任した。

### 3.1 計画経済から市場経済への転換（1993年以降）

1993年5月に UNTAC 監視下で総選挙が実施された。選挙の結果、120議席のうち、シハヌック国王（当時）の息子であるラナリット氏が率いていたフンシンベック党が58議席、カンボジア人民党が51議席、他の政党が残りの11議席を獲得した。これにより、同年9月に、ラナリット氏が第一首相、人民党のフン・セン氏が第二首相に選出され、カンボジアは「2人首相制」となった。しかし、この連立体制は、後の1997年における政情不安にもつながった。

経済政策に関して、カンボジア政府は10年以上実施していた計画経済システムをやめ、市場経済への転換を加速させた。計画経済体制の時代は、国営企業が国内経済の主な担い手であった。しかし、市場経済化に伴い、国営企業等は民営化及び売却の対象となった。廣畑（2004）によると、当時の国営企業は、①老朽化設備を抱え、②生産体制が非効率的で高コスト構造となっており、③市場のニーズに合わない製品が生産されているケースが多く、④累積債務の処理問題や、⑤過剰人員といった問題を抱えていた。非効率な経営で赤字を出していた国営企業は、政府の財政を圧迫し、改革のうえでの最重要課題とされた。しかし幸いな事に、カンボジアの国営企業は歴史が浅く規模は小さかったため、比較的 reforms を進めやすかった。

基本対外経済政策（外国直接投資（FDI）、貿易、資本移動など）については、政府が発足した1993年以降、自由化を強く打ち出した。ポル・ポト政権及び長

年の内戦で破壊されていた国内産業を補うべく外資誘致政策を積極的に打ち出した。具体的には、1994年に制定された投資法において法人税を9パーセントと低く設定した。また、収益の自国への送金も非課税とし、投資家を手厚く優遇する姿勢を明確にした（投資法は、その後2003年に改正された）。貿易政策に関しては、1980年代後半以降自由化がすでに開始されていた。1987年までは国営の貿易公社が外国貿易を独占してきたが、1988年に民間による貿易取引が部分的に認められ、民間貿易会社の設立が許可制となった（廣畑 2004:116）。

カンボジアは、1994年にWTOへの加盟を申請した。それは、国が貿易自由化を一層進めることを確認するものであったといえる（その後、カンボジアは、申請してから10年後の2004年10月にWTOに正式加盟した）。

### 3.2 援助依存型経済（1994年以降）

カンボジアは、諸外国から長年にわたり援助を受けてきた。80年代の東西陣営の冷戦下においては、ソビエト連邦を中心とした社会主義体制の東側諸国から政治的、経済的、軍事的援助を受けていた。しかし、80年代後半になると、東側の弱体化で対カンボジア援助も先細りとなってきた。この背景の下で、1987年にフン・セン首相と民主カンボジア連合のシハヌック殿下による会談が開始された。その後は、すでに述べたように、1989年には「カンボジア平和のための国際会議（パリ会議）」が開催され、1991年に「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定、（パリ協定）」が締結された。これを契機に、カンボジアは本格的に西側諸国の援助を受けるようになった。

対カンボジア援助は、多くの途上国と同様に、国際援助機関や二国間援助機関等を通じて行われてきた。国際援助機関については、1998年～2007年の間アジア開発銀行（ADB）がトップで総援助額の12.5パーセント、UNDPを中心とした国連機関は約10パーセント、世界銀行（WB）は8.7パーセントとなっていた。同期間において、二国間援助は日本がトップであり、総援助額の20.8パーセントも占めていた（Ek Chanboreth and Sok Hach 2008:15）。総援助の内訳として、無償援助は約65パーセントから80パーセントに、ローンは20パーセントから35パーセントの間で推移した（表1）。また、近年では、二国間援助の枠組みで韓国及び中国の対カンボジア援助も著しく増加している。

Nagasu (2004)によると、カンボジアは、援助依存よりもドナー依存だという。それは、今日のカンボジア政府が、極度の人材不足に直面し、大量に入ってくる外国援助を十分に対処できずにいたと考えられるからである。援助機関による援助が行われる状況の中では、基本的に、受け入れ政府が適切に実施する必要があった。しかし残念ながら、当時のカンボジア政府にそのような仕事を担当する人

材がほとんどおらず、その結果、援助は、政府主導で要請されるよりも、外国人コンサルタントによって政府に提案されるものも多かった。つまり、カンボジア政府がプロジェクトを融資してもらうドナーを選択するというより、ドナーがどこのプロジェクトに融資するかを選択する権限を大きく持っていた。しかし近年では、援助に関わる人材も少しずつ育っており、上記のような状況が改善されつつあると言われている。

表 1： 対カンボジア開発援助の推移：1998-2007（100万ドル）

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無償援助	358	333	369	347	348	373	367	436	529	572
ローン	76	67	98	125	183	166	188	175	182	148
合計	434	400	467	472	531	539	555	611	711	720

出所：Ek Chanboreth and Sok Hach (2008), p. 8 により作成

### 3.3 外国資本による労働集約的な繊維縫製業の急成長（1995年以降）

1994年の自由かつ開放的な投資法の制定に伴い、カンボジア国内では労働集約的な縫製業が急成長した。同産業はカンボジア経済を支えるリーディング産業に発展しており、雇用創出効果も非常に大きい。カンボジア商務省によると、1995年には工場が20件にしかなかったものの、2000年には190件に、そして2008年には284件まで増加した。雇用については、1995年には1万8千人程度だったが、2008年には約32万5千人に増加した（表2を参照）。

カンボジアにおける縫製業の急成長の要因は次節で詳しく述べるが、要約すると、内部的要因と外部的要因が挙げられる。内部的要因に関しては、カンボジアの低賃金と政府の積極的な外資誘致政策の効果がみられる。法人税を9パーセントに設定し、法人税の免除期間を最大8年にし、配当や利益の再投資を非課税とするなど投資家を手厚く優遇した。また、1996年以降に米国やEU諸国から最恵国待遇(MFN)資格を得たことで、低関税率で主要市場である米国やEU諸国への輸出が可能になった。外部要因については、最大繊維製品輸出国の中国がWTOのMFA体制において、2005年まで輸出数量制限に直面していたことが挙げられる。その結果、中国資本がカンボジアで生産を行い、主要市場への迂回輸出する構図になった。

また、カンボジアでの華人ネットワークも、繊維産業の発展に貢献したと言われている。2007年の商務省のデータによるとカンボジアに進出してきている織

維関係会社のうち、中国系企業（中国本土、台湾、香港）がその 60 パーセント以上を占めていた。中国系企業が進出する際に、中国語ができる在カンボジア華人は中間管理職以上に就き、現地従業員との橋渡し役となっているといわれている。

表 2 : カンボジアにおける繊維工場と雇用の推移

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
工場数	20	190	185	188	197	219	247	290	292	284
直接雇用 (千人)	18.7	162.4	187.1	201.4	234.0	269.8	283.9	334.1	335.0	324.9

出所：カンボジア商務省（2009）。上記のデータは 12 月の工場数と雇用である

### 3.4 米国や EU 諸国との貿易関係正常化（1996 年以降）

1996 年に、米国のクリントン政権が、カンボジアとの貿易関係を正常化（Normalized Trade Relation: NTR）する協定に調印した。当時のカンボジアは WTO 加盟国ではなかったものの、米国との貿易関係正常化に伴って米国より最恵国待遇（Most Favored Nation: MFN）の資格を得た。そのことで、カンボジアで生産した繊維製品を、WTO 加盟国と同様の低い関税率で米国に輸出することができるようになった。しかし、2004 年にカンボジアが WTO に加盟したことで、米国との貿易正常化を意図して発生させた MFN レートに輸出支援の意義はなくなった。

1997 年には、カンボジアは米国と EU により後発開発途上国（Least Developed Country: LDC）に指定され、MFN より更に低い関税率が適用される GSP 資格を得た。しかし、カンボジアからの対米主要輸出品目である繊維製品は、一般特惠関税の対象外となっており、MFN レートが適用されている（平均 17 パーセント）。

最恵国待遇原則とは、GATT 第 1 条第 1 項において、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、WTO 加盟国が他の加盟国と同種の産品に最恵国待遇を供与しなければならないと定められていることをさす。すなわち、加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与える最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。そして、1996 年にカンボジアが米国から最恵国待遇の資格を受けたということは、他の WTO 加盟国と同様の待遇を受けることができることを意味した。一方、一般特惠関税制度（GSP）とは、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一



般の関税よりも低い税率（特惠税率）を適用するものであった。カンボジアの対米総輸出額は1996年の410万ドルから、2008年までに23億1430千万ドルと急拡大し、カンボジア経済の活性化の原動力となった（ADB 2009）。

### 3.5 政情不安問題とアジア通貨危機の影響（1997～1998年）

1997年7月に、カンボジア経済・政治は大きな局面を迎えた。まず、7月5～6日に国内政変が起きた。それは、1993年以降の2首相制における連立政権の行き詰まりによるものであり、政権運営における両派の主導権争いの結果、第2首相（フン・セン氏）の人民党派の軍隊と、第1首相（ラナリット氏）派のフンシンペック党の軍隊が、プノンペン市街で激しい戦闘を展開した。二日間の激戦の後、フン・セン首相派が勝利したことで、人民党は他の政党より軍事的・政治的に絶対的に優位な立場を手に入れた。

その後、カンボジアでは、政権運営のうえの権力が人民党に一極集中するようになったため、政治的に安定した。しかし、一連の政治動乱は国内経済に大きな影響を与えた。まず、国際援助が中断され、援助依存国家のカンボジアにとっては非常に大きな打撃となった。次は、海外直接投資への影響であった。1994年以降カンボジアへの投資は急速に伸びてきたが、1997年以降投資認可申請が大幅に減少した（廣畑 2004:94）。

次に、1997年の7月にタイ・バーツの対ドル為替レートの急激な下落によって引き起こされたアジア通貨危機があった。しかしながら、その危機がカンボジア経済に与えたマイナス影響は、限定的だった。その主な理由としては、カンボジアにおける金融制度の低開発と、国内で進んでいたドル化経済の実態が挙げられる。前者については、当時のカンボジアでは銀行の普及度が低く、株式市場もなかった（株式市場は2011年7月に開設される予定）ために、インドネシアや韓国のような金融機関を媒体とする短期資金の大量逃避がほとんど見られなかった。後者については、危機の影響によってカンボジア・リアルは40パーセント程度下落が見られたが、カンボジア経済はドル化が非常に進んでいたため、リアルの下落に伴う実需の貨幣交換需要が小さく、貨幣投機の直接的影響が軽微であった。むしろ、カンボジアに進出していた外国企業が本国での影響の深刻さにより、撤退せざるを得なかったという間接的な影響の方が大きかった。

総じて言えば、1997年の国内政情不安及びアジア通貨危機の同時発生は、為替レートの減価、海外援助の中断、FDIの減少、生産活動の停滞などの結果、経済成長率の低下をもたらした。しかし、その個々の影響の程度や本質は異なっており、個別に把握する必要がある。例えば、国内政情不安による国際援助の中断は、政府の財政や社会経済全体に大きなマイナス影響を与えた。一方、通貨危機

はリアルの下落をもたらしたものの、ドル化の進んでいたカンボジア経済にとってはその直接的な影響は大きくなかった。

### 3.6 米国・カンボジア繊維協定 UCTA (1999～2004年)

1996年以降、カンボジアは米国より MFN の資格を獲得して対米繊維製品輸出を数量制限なく MFN レートで実施できるようになった。しかし、カンボジアからの輸入の急増に危機感を感じた米国政府は 1999 年に他国と同様に数量制限（クォーター）を含む「米国・カンボジア貿易協定（US-Cambodia Textile Agreement: UCTA）」を締結した。UCTA 協定は他の二国間貿易協定と違い、カンボジア側の中核的労働基準（Core Labor Standard）を厳守する代わりに、繊維製品を特別関税で米国に輸出できる輸出割当（Export Quota）を享受できる仕組みであった。具体的に、前年度比で 2000 年と 2001 年は 9 パーセント、2002 年は 12 パーセント、2003 年は 14 パーセント、2004 年は 18 パーセントの輸出割当増を得ることになった（Don Wells 2006:363）。

ここでの中核的労働基準とは、カンボジア労働法及び国際労働機関（ILO）の条約・勧告に基づき、児童労働、強制労働、セクシャルハラスメント、仕事の時間数、最低賃金、組合活動の自由などが含まれた。労働基準の監視役は、米国政府及びカンボジア政府と労働組合及び繊維生産者組合の要請により、ILO が引き受けることに合意した。これをうけて、ILO は従業員の労働条件改善を目的として「繊維部門労働条件改善プロジェクト（ILO Garment Sector Working Conditions Improvement Project）」を立ち上げた。同プロジェクトはカンボジア政府、繊維生産者組合、労働組合の代表から構成された。このプロジェクトの実施により、労働環境が以前と比較して改善されたとの報告が多く提出されている。2005 年 1 月 1 日に、WTO における多国間繊維取り決め（Multi-Fiber Agreement: MFA）の失効と共に、UCTA も終了した。しかし、UCTA による米国向け輸出がカンボジア繊維産業全体の発展に大きく貢献したことは忘れてはならない。

### 3.7 ASEAN への加盟による地域経済化 (1999 年以降)

1999 年 4 月にカンボジアは東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations: ASEAN）への加盟を果たした。ASEAN の加盟によりカンボジアは政治面でも、経済面でも大きなメリットを得た。政治面では、国際社会における認知度、安全保障、他の加盟国との信頼関係の向上などが挙げられる。特にカンボジアは長年内戦等で国際社会から孤立していたため、ASEAN 加盟の政治面での効果は非常に大きかったと言える。経済面では、投資家の信認により外国

投資の拡大、貿易の円滑化、他の加盟国の情報へのアクセスが容易になることなどの利点が挙げられる。

ASEAN は、地域内における貿易促進のため、1992 年に ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) を創設した。AFTA の主要な目的は① ASEAN 域内における水平分業体制を強化し、ASEAN 諸国の国内産業の競争力を高めること、②市場規模を拡大し、スケールメリットを確保、外資を呼び込むこと、③世界的な自由貿易体制への準備、の3つであった。具体的には、1992年1月28日にシンガポールで開催された ASEAN 経済相会議で署名された「AFTA のための共通効果特惠関税 (Common Effective Tariff Rate: CEPT)」により、域内の関税の段階的な引き下げ・撤廃が決定された (助川成也 2009)。その後、カンボジアのような後発加盟国にはある程度の柔軟性を持たされた。これにより、カンボジア経済の地域化が加速された。特に近隣諸国であるタイやベトナムとの貿易、投資が著しく増加した。

### 3.8 WTO への加盟による国際経済との深化 (2004 年以降)

2004年10月にカンボジアは世界貿易機関 (WTO) への加盟を果たした。この加盟により、カンボジア政府は経済自由化政策を積極的に打ち出すことに成功し、以後現在に至るまで、カンボジア経済に大きな変化をもたらしている。WTO 加盟によるメリットも大きいものであった。その中には、世界市場での認知度の向上、市場アクセスの拡大、外部圧力によるガバナンス向上効果などが挙げられる。世界市場での認知度とは、WTO の加盟により、カンボジアが世界経済への統合を自ら鮮明に打ち出したことを意味し、外国投資家にもアピールした。市場アクセスについては、現段階では米国や EU に対して繊維製品の輸出を中心に外貨を稼いでいるが、今後、より輸出製品の多様化が実現できれば、他の国への市場アクセスも期待できる。また、WTO 加盟を約束したことによって生じる外部圧力効果が、カンボジア国内 (民間及び公的部門) の各セクターに対して、改革の加速化の強いメッセージとなったことである。すなわち、WTO 加盟に伴い、国内の民間部門は生き残りのために、競争力をより高める必要があった。その結果、経済構造全体がより近代化の方向に進むと期待できた。公的部門への圧力としては、WTO 加盟の際に、カンボジアが様々な国内法・規定等の改正、創設を条件としたことが挙げられる。国際社会で約束したため、カンボジア政府はそれを履行する義務を負い、政府全体が同じ目標に向かって努力した。この圧力こそが、カンボジア経済自由化の道を先にすすめるうえで大きな貢献をしたといえる。

しかし、WTO 加盟の選択は、長年の内戦を経験し、極度の人材不足、市場経済制度の未整備等の問題を抱えていたカンボジアにとって、大きな挑戦でもあっ

た。それは、国内産業における調整コストの追加や政府の政策柔軟性の縮小などを伴うものだった。まず、国内産業・企業は従来より競争力が低いため、市場を一辺倒に開放すると、安い外国の輸入品に代替されてしまう可能性が高い。その結果、国内で短期的な雇用損失が生じ、外国企業と対等な立場になるまでその調整コストがかかるようになる。他方、政策柔軟性の欠如とは、WTO加盟によりカンボジアがWTOのルールに従わなければならないため、政府の政策の幅が著しく狭まったことを意味した。結果的に、他の国が行った産業政策的な国内産業育成はほとんどできず、外国企業に代替されるおそれがあった。また、1990年代よりカンボジアは、すでに23カ国との間で二国間通商協定を結び、最恵国待遇(MFN)を享受してきた。そのため、WTOに加盟した後も輸出する際の関税はほとんど影響がなかった。

以下は、WTO加盟に伴うカンボジア政府の主な条件である：

- 国有企業の民営化（フェーズⅠ：1991-1993；フェーズⅡ：1995年以降）
- 価格統制の廃止。
- 輸入制限の対象になっていた医薬品の輸入を2005年6月1日までにWTOのルールに順応するよう法律及び規定を改正する。
- 関税割当、関税の免除、貿易にかかる手数料等に関するWTO規則の遵守。
- 内国税の適用：WTO加盟日より、原産国を問わず輸入製品の無差別な内国税の適用。内国民待遇の無差別原則も同様に適用。
- 2005年6月1日までに、肥料、殺虫剤、及びその他の農業資材における輸入の数量制限を廃止。
- 産業政策（補助金を含む）：WTO加盟日より、補助金はWTOへの通知の対象。

#### 4. 外国資本企業

本節では、市場経済化以降のカンボジアの発展において海外投資が果たした役割を振り返るために、外国資本企業が置かれた環境を検討する。

##### 4.1 海外直接投資の現状

カンボジア政府は、1989年の憲法改正以降、経済の自由化を促進する立場をとり、民間セクターの経済活動への制限や価格統制等が撤廃されてきた。1993年の新憲法制定を経て政治的な安定が取り戻されたことと、1994年の投資法が制定されたことで直接投資の増加が顕著になった（廣畑、2004）。

また1994年に制定された投資法は、途上国の中でも非常に自由主義的な制度であり、政府の外資誘致政策の強い意志を反映するものであった。それは、基本

的には、土地所有を除いて、カンボジア資本と外国資本を法的に区別しないというものであった。法人税に関しては政府が奨励する分野においては 9 パーセント、それ以外は 20 パーセントとなった。プロジェクトによっては、法人税が 8 年間まで免除の対象となっており、収益の再投資も税金対象外となった。他の GMS (Greater Mekong Subregion) 諸国の法人税が 30 パーセント前後であることと比較すると、カンボジアの投資法は企業に大変有利だとわかる。その後、国際機関からの要請を受け、国家財政への配慮を深めていく必要性から 2003 年に改正されたものの、依然として企業側に優位な制度となっている [初鹿野直美、2005]。具体的には、2003 年の投資法は新規投資に対して法人税を 20 パーセントに設定しており、既存投資プロジェクトについては、今後 5 年間で段階的に 20 パーセントにまで引き上げた。利益への再投資の免税措置も取りやめ、すべての投資について投資控除制度を導入した。

表 3: 1994 年と 2003 年投資法の主な比較

1994 年投資法	2003 年投資法
法人税率 9 パーセント	法人税率 20 パーセント (投資適格プロジェクト: QIP)
法人税の免除期間を最大 8 年とする。	事業開始から 3 年もしくは利益が出た最初の年 + 3 年 + n 年 (別法による) の期間は免税とする。
配当や利益の再投資は非課税	企業の収益やその他収入の無税での海外送金を取りやめる。
最終製品の 80 パーセント以上を輸出向けとする場合、原材料の輸入は免税とする。	最終製品の 100 パーセントを輸出向けとする場合及びサポーティング・インダストリー QIP の原材料等の輸入は免税とする。
国内市場向け製品の原材料の輸入は一年目だけ免税とする。	国内市場向け製品の原材料の輸入は課税の対象。

出所: Hing Thoraxy (2006)、初鹿野直美 (2005) を参考に筆者作成。

しかしながら、政府の積極的な誘致政策にも関わらず、その効果は縫製業を中心にしか見られないのが現状である。その背景には、二つの理由が挙げられる。まず、基礎インフラ (電気、通信、水道など) の不足である。例えば、産業の成長が必要とする安定かつ低価な電気供給設備は、カンボジアでは満足なレベルに達していない。周辺国と比較しても、そのコストは高い。その結果、労働力が比較的安いにも関わらず、カンボジアにおける全体のビジネスコストは安くないの

が実情といえる。次に、深刻な汚職という問題により、生産コストが上昇するという点も指摘できる。世界銀行の調査によると、カンボジアの 447 の企業に汚職について質問したところ、その 82 パーセント（368 社）が賄賂を支払っていると回答した。さらに、その中の 71 パーセントの大企業が、賄賂を頻繁に支払っているという。このような汚職で消えるお金は、平均して民間セクターの売り上げの 5 パーセント以上となっており、企業のサイズ等に応じて増加する傾向があるといわれる（World Bank, 2004）。

反汚職法が初めて国会に提出されたのは 1994 年だった。しかし、当時は否決された。それ以来、カンボジア政府は反汚職法不在のままで汚職関係事件を取り締まってきた。そして、15 年後の 2010 年 3 月 11 日ようやく反汚職法が国会で可決された。汚職に対する法的な根拠が整備されたことで、今後、汚職問題の改善が期待される。これから、運用面でどれだけ効果的な実施がみられるかが鍵である。

#### 4.2 縫製業に関する制度的環境

カンボジアに進出する外国企業はセクター別と国別で分けることができる。カンボジア開発評議会（CDC）によると、セクター別累積投資の割合は 1994 年から 2007 年にかけて農業部門が 7 パーセント、製造業が 34 パーセント、観光が 27 パーセント、サービスが 32 パーセントとなっている。その中でも、製造業（そのほとんどは縫製業）は雇用創出、外貨獲得、政府への税収貢献の観点からカンボジアの産業発展に大きく貢献しており、2008 年には 32.5 万人の直接雇用を創出した。同年に、繊維製品の輸出（主に米国と EU 諸国）は 30 億ドル近くを記録しており、総輸出のおよそ 60 パーセントを占めた。

縫製産業の著しい発展は、カンボジア国内における政府の積極的な誘致政策と、繊維産業をめぐる国際環境の整備が実現させたものと言える。以下では、縫製業の現状と課題について考察する。まず、カンボジアの縫製業の発展は、大きく以下の 3 つの要因で説明できる。

##### A) 縫製産業の国際的枠組み：

近年、世界貿易が一般に自由化の方向へ向かっているのに対し、繊維製品の貿易に関しては、先進国が自国の産業を保護するため、強い輸入規制を課してきた。1974 年に多国間繊維取り決め（MFA）が発効し、数量制限の実施を可能にすることが承認された。これにより、MFA の下で二国間協定が締結され、輸入国の産業を保護する観点から数量制限が実施できるようになった。米国や EU 諸国のような主要輸入国は数量制限をかけるため、割当制度を導入した。しかし、この制

度は中国のような主要輸出国にとっては厳しい制限となる一方、数量制限の影響を受けない中小輸出国には輸出機会の増大につながった。つまり、MFA 制度は比較的輸出競争力の弱い国にとって、輸出を保障してくれるプラスの意味合いがあり、自国産業への投資促進にも大きな役割を果たした。

1995 年に GATT が WTO へと組織替えした際に、繊維および繊維製品に関する協定 (Agreement on Textile and Clothing: ATC) が決議され、2005 年 1 月 1 日をもって、以上の数量制限を全面的に廃止することになった。これは、中国のような輸出主要国にとって、米国や EU 市場に輸出しやすい環境をもたらすことになった。一方、比較的国際競争力がないカンボジアのような中小輸出国にとっては、厳しい現実を突きつけるものとなった。

#### B) 縫製産業の国内的制度 :

カンボジアからの繊維製品の輸出は、関税面の優遇や割当といった国際的な制度を後ろ盾として大きく拡大してきた。まず、1996 年以降に欧米諸国から MFN 資格を取得し、国や製品によっては一般特惠関税 (GSP) の適用も可能となり、外国企業の進出が加速化した。しかし、米国向けの繊維製品の輸出については、一般特惠関税から除外されたため、対米輸出は MFN レート (平均 17 パーセント程度) が適用された (初鹿野直美 2005)。

1996 年以降の対米輸出は無制限となった。しかし、輸入の増加に危機感を感じていた米国は、他の繊維製品輸出国と同様に輸入制限措置を取り、1999 年 1 月に二国間協定 (UCTA) を締結した。UCTA の下では輸入割当が労働基準の厳守とリンクされた。2001 年、国際労働機関 (International Labor Organization: ILO) によりモニタリングが行われ、カンボジア国内の労働法に準拠した労働条件及び国際的な基準となる中核的労働基準の厳守が今後確認できれば、輸出割当が増大されることになった (詳細は 3.6 を参照)。

なお、EU 諸国やカナダへの輸出に関しては基本的に GSP レートが適用されている。EU については、カンボジアでの付加価値率が 40 パーセントという原産地規制 (Rule of Origin: ROO) を満たす製品には別の制度「武器以外の全産品 (Everything But Arm: EBA)」が適用され、さらに好条件で輸出できる。しかし、縫製製品の原材料のほとんどを中国から輸入しているカンボジアにとって、この制度を活用することは当面困難であると考えられる。

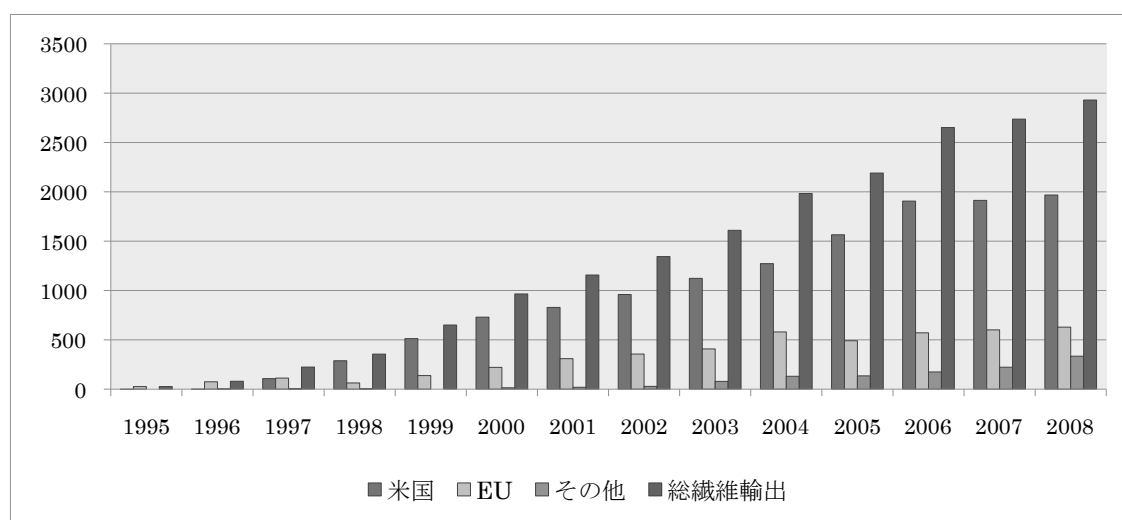
#### C) 中国ファクター :

カンボジアに進出している繊維企業を国籍別で見ると、2007 年時点で中国系企業 (中国本土、台湾、香港) が 65 パーセント以上占めている。その主な理由

は、カンボジアでの賃金の低さと、母国である中国からの対欧米輸出の割当が制限されていたことである。まず、1995年から2005年にかけて、MFA体制の下で中国はまだ数量制限の対象であった。その期間中に、中国の対欧米輸出は常に上限に達していたため、輸出割当に余裕のあるカンボジアで生産して輸出する構造になった。2005年1月1日には、カンボジアを含む中小輸出国からの反対にもかかわらず、MFAは予定通り失効した。その結果、中国繊維製品の対米輸出は急激に拡大した。

中国がWTOに加盟したのは2001年12月であった。加盟交渉の際に、中国産製品が自国の産業において、市場崩壊（Market Disruption）を招くおそれがある場合に、欧米国を含む他の加盟国はセーフガードを発動させることが可能であるとされた。そのため、2005年にMFAによる数量制限が完全廃止されたものの、中国政府との交渉の結果、EUと米国は中国の繊維製品に2008年12月31日までセーフガードを発動させることになった。その内容は中国政府による輸出自主規制（Voluntary Export Restraint: VER）というもので、一般的にアパレル分野の対米輸出額の上限を前年比で2006年に10パーセント増、2007年に12.5パーセント増、そして2008年には15パーセント増とする協定であり、2005年6月に合意に達した。同月に類似の合意をEUとの間でも結んだ（Jones, 2006）。

図3：繊維製品輸出の推移と相手国：1995～2008年（単位：100万ドル）



出所：カンボジア商業省資料より筆者作成

これらの中国ファクターはカンボジアに繊維産業に大きな影響を与えた。すでに述べたが、カンボジアに進出してくる繊維企業の65パーセント以上が中国系企業である。それらの企業は、自国からの対EU及び米国輸出に制限があったため、カンボジアを生産地として選択した。そしてその後、2009年からは中国か



ら EU 諸国や米国への輸出の規制がなくなった。以上の国際環境の変化の中で、競争力を高める為、カンボジアの繊維産業は賃金の低さを活かしながらさらなる生産性向上を図る必要がある。

#### 4.3 カンボジア経済における外国資本の影響

1990年代前半に国営企業改革に着手し、自由経済路線に進んだカンボジアは、外国資本による投資増加を大きく期待した。1994年から2005年にかけて、累積外国投資資本が54.87億ドル（承認ベース）を記録しており、総投資の70パーセントを占めている。一方、累積国内投資資本は22.61億ドル（承認ベース）に留まっており、その大部分がロイヤル・グループやモンリッティ・グループのよう国内大手財閥による投資であった。カンボジア経済における外国資本投資について、以下のようにプラス影響とマイナス影響を整理してみた。

##### プラス影響：

- ① 雇用創出：外国資本の大半が労働集約的な縫製業に集中しており、多くの雇用を創出してきた。カンボジア商務省によると、2000年には縫製業全体での雇用創出効果は11万2千人であったが、2008年12月には32万5千人にまで伸びた。しかし2009年に入ってから、リーマンショックで米国への輸出が減少したため、8月には雇用も28万人にまで減少した。
- ② 近代的な技術と経営ノウハウの移転：1990年代以前のカンボジアの縫製業は一部の国営企業を除いて、各家庭での伝統的な生産手法が中心であった。縫製業における外国資本の大規模生産は近代的な生産手法導入の第一歩となり、カンボジア縫製業のみならず他の産業においても大きな刺激になったと言える。
- ③ 税収への貢献：税収状況の改善はカンボジア政府の最重要課題のひとつである。カンボジア政府は1990年代前半から慢性的な財政赤字で、国内経済の成長を外国援助に依存してきた。国民所得水準の低さや国内企業の未開発で、所得税や国内企業に対する法人税等の税収入はあまり期待できなかった。外国資本企業においても、進出当初は税制面での優遇で税収にあまり結びつかなかった。ただし、近年ではそのシェアが少しずつ大きくなっている。
- ④ 世界市場へのアクセス：縫製業のほとんどは外国資本によるものであり、EUや米国市場へのアクセスを有している。カンボジアの輸出産業における世界市場へのアクセスは、この外資に因る縫製産業によって初めてもたらされた。

- ⑤ ガバナンス向上への貢献：外国資本の導入はカンボジアの経済ガバナンス向上に寄与している。今日、カンボジアは、世界経済と地域経済双方とのつながりを深化させており、外国資本への依存度も高まっている。外国企業が国際市場で生き残り、または競争力を高めるために、企業は政府に対して何らかの形でガバナンス向上の圧力をかけている。その象徴として、民間部門の陳情が裏で行われたのに対して、1999年以降“政府民間フォーラム”というチャンネルで企業が正式に政府に直接議論、問題提起などができるようになった。フォーラム開始当初は政治的に敏感な課題はほとんど議論できなかったが、今日となって賄賂問題も公然に議論できるようになった。政府民間フォーラムは年2回に開催され、フン・セン首相が議長を務めている。このフォーラムで決議された議題は閣議決定に相当し、拘束力がある。つまり、外国資本は政府に対してガバナンス向上効果をもたらしているといえる。

#### マイナス影響：

- ① 外部ショックへの脆弱性：カンボジアに進出している外国資本の大部分は縫製業であり、その最終製品のほとんどが輸出される。リスク分散の観点からみて、非常に外部ショックに弱い経済構造ということがわかる。例えば、2009年に米国のリーマンショックにより、対米縫製輸出が急速に減少したため、5～6万人の従業員が解雇される結果となった。
- ② 人口集中による社会問題：製工場の66パーセントはプノンペンに集中しており、となりのカンダル州を入れると80パーセントとなる。これは、30万人規模の労働者がプノンペンに集中することを意味し、交通渋滞を含む様々な社会問題を引き起こしている。
- ③ 逃げ足が早い：カンボジアにおける縫製業、特に中国系企業は比較的逃げ足が速い点も指摘しておきたい。それは、カンボジアの縫製業は、純粋に国際競争力を有しているよりも、EUや米国への迂回輸出の拠点という位置づけが大きいからである。今後、制度的にEU諸国や米国が中国に対して何らかの輸入規制を行うか、あるいはカンボジアのような中小輸出国に対する優遇処置がなければ、カンボジアを迂回輸出する企業は撤退するであろう。

## 5. 国内産業政策における政府の役割と課題

本稿は以上で、1990年代前半の市場経済化の際に、カンボジア政府は主な経済政策として国営企業改革と積極的な外資導入を行ってきたと論じてきた。当時

のカンボジアの経済状況と国際社会における自由経済主義の流れを考えれば、政府の政策は妥当と言える。しかし、外国企業依存かつ縫製業に一極集中型の経済発展は、外部ショックに非常に弱い。また、縫製業に関しては原材料のほとんどが輸入のため、国内企業とのリンケージが非常に限定的であるという問題がある。その主な理由には、サポーティング・インダストリーの未開発が指摘できる。Cambodian National Institute of Statistics(2006)によると、登録した製造中小企業の本数は1990年代に2万4千に対し、2005年には2万9千近くまで増加した。また、カンボジア産業資源エネルギー省によれば、登録した企業のほかにも登録しなかった製造中小企業は2005年において、少なくとも3万企業があると推定されている。従って、今日において登録・未登録の中小企業は少なくとも6万企業がある(政策と統計の便宜上、政府は従業員50人以下を小企業とし、51人から100人以下を中企業とする)。

国内の中小企業の育成・促進を進めることは、外国企業を区別し、あるいは代替するというよりも、むしろ外国企業に対して補完的な役割を果たす側面を狙いとするものであると考えられる。つまり、今まで輸入してきた原材料等を国内で低コスト生産することができれば、外国企業の国際競争力も高まる。結果として、それは、国内産業全体の底上げにもつながり、国の経済成長と貧困削減への貢献が期待できる。よって、以下では、カンボジア政府における国内産業政策(特に中小企業育成政策)の背景、現状と展望を検証する。

## 5.1 背景

1990年代前半から、政府は国内産業、特に中小企業を積極的に育成しなかった。その代わりに、国営企業改革、積極外資導入政策、貿易・金融自由化を推進する政策を選択してきた。国営改革と外資導入政策に関しては、政府の財政的負担を軽減し、破壊的な状況に陥った国内産業を外資で代替されるといえる。貿易自由化政策においては、国内産業特に中小製造業育成政策がないまま実施されたことで、元々競争力の低い企業が淘汰されていったというマイナス面も指摘しておきたい。しかし、政府が積極的に産業育成政策を行わなかったというのは、政府の怠慢というよりも、当時の政府の財政難状況・人材不足と国際社会の自由経済の流れから、自然な選択と考えられるかもしれない。

まず、財政難は、1993年に政権が発足してから慢性的に続いてきた。それは、国民の所得水準の低さと国内企業の破壊的な状況も相まって、税収基盤が極度の低水準にあったことが原因である。政府の主な財源は国際機関から援助で、外国援助依存の国家運営となった。人材不足については、70年代後半のポル・ポト政権期間に多くの人材が失われており、80年代に入ってから絶えず内戦が続

いていたことが原因である。その結果、90年代初頭における市場経済への移行の際に、専門的知識と経験をもつ有用な人材は大変乏しかった。最後に、政府が国内産業育成を実施しなかった一番大きな理由は、世界的な国際経済自由化の流れだった。世界銀行やIMFから多く援助を受けるカンボジアにとって、それらの機関が主導する経済自由化政策を受け入れることに選択の余地はなかった。

## 5.2 現状

1990年代のカンボジア経済は、財政的にも経済活動においても重度な外国依存体制であった。しかし、2000年代初頭に入ってから、縫製業の急速な成長に伴い、政府の財政的な外国依存度が少しずつ軽減されていった。同時に、政府自身が中小企業の重要性を認識し、2004年に中小企業小委員会を設置して中小企業の育成・促進することに努め始めた。その取り組みの概要は、表3にまとめた中小企業開発戦略が示すように、具体的には、中長期の融資、密輸の取り締まり強化、手続きの簡素化、品質向上支援、職業訓練、SME（中小企業）法整備などが挙げられる。この中で、中小企業開発戦略を実行に移す上でさまざまな問題点が存在するという点も指摘しておきたい。例えば、国内製品の品質を国際水準に引き上げるとなっているが、具体的にはほとんど機能してないといえる。企業の融資問題については、他の途上国にも共有される課題である。カンボジアの中小企業の形態はファミリー・ビジネスが大部分を占めており、会計基準がない。そのため、銀行の融資評価が難しく、担保がなければ融資を受けにくい状況にある。しかし、近年、土地法の整備とその効果的な運用によって、土地所有権を担保に融資できるようになった。その結果、既存企業にとっても新しく参入してくる企業にとっても、ビジネス機会を広げる第一歩となった。

カンボジアの中小企業のほとんどは食品加工、飲料、精米、レンガ焼きといった伝統的な産業で国内市場を中心に販売している。その中小企業に対し、1990年代と比較して2000年に入ってから政府の経済支援の姿勢がより積極的になった。その主な理由は、税収面と人材面での状況改善であった。しかし、まだ課題や制約が多く残っていることも忘れてはならない。そして、政府の介入は、ベトナムと比較して程度がかなり低い。むしろ、カンボジア政府は、中小企業に対して積極的な介入よりも、ビジネス環境整備を推進していると言ったが適切かもしれない。

表 3 : 中小企業開発における政府の戦略

1. 中小企業への中長期の融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地所有権の付与とその担保使用の促進</li> <li>● 金融商品の開発と信用情報の共有</li> <li>● 中小企業会計と課税制度の簡素化</li> </ul>
2. 密輸の取り締まり強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反密輸タスクフォースの能力強化</li> <li>● 国境検問所に関係する機関の合理化</li> <li>● 国境検問所にシングル・ウィンドー概念の浸透</li> </ul>
3. 登録及び新規手続きの縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政及び登録のコスト障壁の縮小</li> <li>● オンライン登録の開発、法人登録の分権化</li> <li>● 商業省及び経済財務省の税金、と付加価値税の登録を一つの過程に統一。</li> </ul>
4. 手続きの簡素化で輸出・輸入活動を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライセンス（輸出・輸入）の再検討及び一括関税行政手続きの導入</li> <li>● 港でのシングル・ウィンドー手続き及びリスク・マネジメント</li> <li>● 関税に関する法律の制定、実施規定の作成</li> </ul>
5. 新規企業の期限付きサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間主導インキュベーター・システムを促進</li> <li>● すべてのビジネス・ライセンスにワンストップ・ウィンドー・サービスを適用</li> </ul>
6. 中小企業と大企業のリンクージの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際機関、ローカル・クラスター間のリンクージの奨励</li> <li>● グローバル・バリュー・チェーンに向けた中小企業クラスターの取り込み</li> </ul>
7. 中小企業の生産性向上及び生産費用削減を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訓練及び SME 能力向上のためのツール・キットの開発</li> <li>● 技術及び訓練に必要な基準に見合う行動計画の作成</li> </ul>
8. 国内製品の品質の国際基準への向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ISO 9000 の取得を通じた証明書における品質基準の促進</li> </ul>
9. 品質及び製品基準を実験できる国家図書館の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応用研究及び品質試験の能力向上のために、既存公的研究機関を使用すること</li> <li>● 研究機関の能力強化</li> <li>● 民間部門と研究機関とのリンクージ強化</li> </ul>
10. 産業財産権保護のためのメカニズム強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的財産権を効果的に保護できるよう、特定機関設置の手配を実施する</li> </ul>
11. 国内外機関による職業訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ラーニング・ネットワーク及び共同国際マーケティングの促進</li> <li>● ニーズ及び SME とのリンクを特定するため、職業訓練する側との調整</li> </ul>
12. 「一村一品」プログラムの拡大及び加速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際のサンプルを使って数量、サイズ、製品、及び場所を特定</li> <li>● 共有サービスの提供及びクラスターへのサポートを開発するため、ドナーや協会と協力</li> </ul>
13. 法的枠組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営利企業法、破産法、安全取引及び契約法の制定</li> <li>● 商事紛争を解決するため、専門裁判所の設立</li> <li>● 商事裁判システムの全面能力開発</li> </ul>

出所：Peter Baily (2007), pp. 13 より筆者が翻訳。

### 5.3 展望

何度も繰り返してきたように、近年のカンボジアの経済発展を牽引してきたのは外資による縫製業を中心とした製造部門である。しかし、外部ショックに対する脆弱性及び外国資本の逃げ足の早さを考慮すれば、カンボジア経済における今後の安定かつ持続可能な成長を達成するには、国内産業の発展が不可欠である。ローヤル・グループとモンリッティ・グループのような国内財閥に関しては、外国企業との合弁等を行いつつ、先進的な技術を導入している。そのため、これから国内企業としてカンボジア経済の先端に立つであろう。

一方、中小企業に関しては全国に散らばっており、その多くはまだ伝統的な技術を使用して国内市場に向けてのみ生産している。しかし、2015年にはASEAN経済統合が予定され、近隣諸国との貿易も更に活発になるであろう。現在では、その一環として、バンコク＝プノンペン＝ホーチミンを通る南部経済回廊が、ニアック・ルアン橋を除き、ほぼ完成した。これは、この地域一帯に、物流コストの低下及び輸送時間の短縮をもたらすものと予想される。この状況は、カンボジアにとって、ものをより早く、安く輸入できることを意味する。これは、一般の消費者にとって良いことであるが、国内市場向けの中小企業にとっては不利である。これからのカンボジアの中小企業には、勝ち抜くための国際競争力の向上が求められる。

## 6. 結論

1990年代前半以降、カンボジア経済は、政府の財政において外国からの援助に依存し、民間経済も外国資本に依存してきた。この2つの依存は1970年代後半のポル・ポト政権の悲劇及び1980年代の内戦から考えると、ごく自然なことであった。そのため、当時の政府は破壊的状況の国内産業を育成し発展させるよりも、外資を誘致することで経済発展を実現することを選択した。結果的に国内中小企業のほとんどは国際競争力が低く、伝統的な生産方法で国内市場にローエンドな製品を提供している。

また、国内企業の未発展は外国企業を誘致する際に不利な条件と言える。具体的には、現在の縫製業で使用されている原材料のほとんどが国内調達できないため、中国、タイ、ベトナムなどから輸入されている。もしカンボジア国内で同品質、同値段で原材料が調達できるのであれば、外国企業にとっても、輸送コスト等を削減できることになり、大変有意義である。また、産業発展の観点から見ても、国内企業がある程度の技術を蓄積できれば、外国資本とのリンケージがより生まれやすくなり、相乗効果で経済発展のスピードが加速化することが期待できる。近年になって、政府もようやく中小企業開発戦略を策定し、ビジネス環境を

より改善していく方策を打ち出した。日々競争が激化する中で、中小企業が生き残るためには、近代的な技術の導入に加え、品質の向上及び生産の効率化などが必要不可欠である。

## 参考文献

### <日本語文献>

川田敦相．2009．「ASEAN 経済統合に向けた新規加盟国の現状と課題」『ASEAN 経済共同体：東アジア統合の核となりうるか』石川幸一・清水一史・助川成也（編著）、113-129 ジェトロ（日本貿易振興機構）。

初鹿野直美．2005．「カンボジアの産業の現状-縫製業を中心として」『メコン地域開発：残された東アジアのフロンティア』石田正美（編）、168-191．アジ研選書 No. 1、アジア経済研究所

助川成也．2009．「経済統合の牽引役 AFTA とその活用」『ASEAN 経済共同体：東アジア統合の核となりうるか』石川幸一・清水一史・助川成也（編著）、42-61 ジェトロ（日本貿易振興機構）。

廣畑伸雄．2004．『カンボジア経済入門』、日本評論社。

### <外国語文献>

Asian Development Bank. 2009. Key Indicators 2009.

Wells, Don (2006). *Best Practice in the Regulation of International Labor Standards: Lesson of the US-Cambodia Textile Agreement.*

Baily, Peter (2007). *Cambodian Small and Medium Sized Enterprises: Constraints, Policies and Proposals for their Development*, ERIA Research Project 2007 No.5.

Ek Chanboreth and Sok Hach (2008). *Aid Effectiveness in Cambodia.* Wolfensohn Center for Development, Working Paper 7.

Hing Thoraxy (2006). 『The Cambodian Investment Challenges in Global Competitiveness』.

International Monetary Fund (2002). *Cambodia: Statistical Appendix.* Country Report No. 02/24, pp.14-15.

Nagasu, Masashi (2004). *Ownership in Cambodia: Review of process of preparing Poverty Reduction Strategy Paper.*

Vivian, Jones (2006). *Safeguards on Textile and Apparel Imports from China*.  
CSR Report for Congress, Order Code RL32168.

World Bank (2004). *Seizing the Global Opportunity: Investment Climate  
Assessment & Reform Strategy for Cambodia*.